

鎌倉都市計画道路の変更(3・5・7号腰越大船線)

に係る公聴会について(報告)

鎌倉都市計画道路の変更（3・5・7号腰越大船線）

に係る公聴会について

鎌倉都市計画道路の変更（3・5・7号腰越大船線） 都市計画手続きについて

都市計画素案の閲覧・公述の受付（令和3年7月12日～8月2日）



都市計画公聴会の開催（令和3年8月24日）

公聴会の公述意見の要旨
及び県の考え方



第238回（今回）
都市計画審議会に報告

都市計画公聴会開催要領

（公述意見に対する県の考え方）

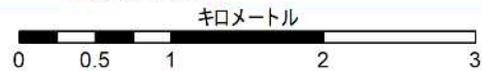
第11条 知事は、公聴会において公述された意見について、その要旨と意見に対する県の考え方を作成し、当該公述人に通知するとともに、公表するものとする。

2 前項の規定により作成した意見の要旨と県の考え方は、都市計画審議会に報告するものとする。

報告事項

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要
2. 都市計画公聴会における
公述意見の要旨及び県の考え方
3. 今後の都市計画手続きについて

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要



・この地図・成果は、測量法の公共測量に関する規程に基づき、横浜市長(横浜市地形図複製承認番号令3建都計第9103号)、鎌倉市長(複製承認番号(鎌倉市指令都計第21号))、藤沢市長及び逗子市長の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して調製したものです。

・この図面は、横浜市(横浜市建築局都市計画基本図データ及び都市計画決定データ(地図情報レベル2500))により作成、鎌倉市、藤沢市及び逗子市との協議を経て、同市作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

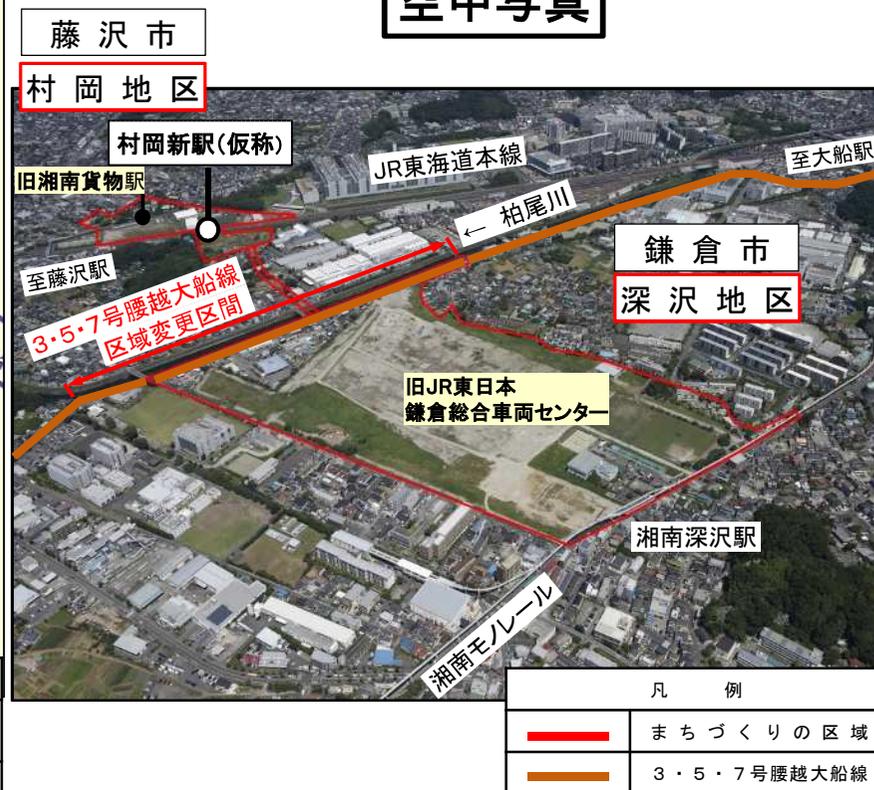
1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要

村岡地区・深沢地区の概要

位置図



空中写真



1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要

まちづくりの主な取り組み

平成6年2月 湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会※設立
(神奈川県、藤沢市、鎌倉市等)
※「湘南地区整備連絡協議会」へ発展し、現在も活動を継続。

平成20年3月 村岡・深沢地区全体整備構想(案)作成

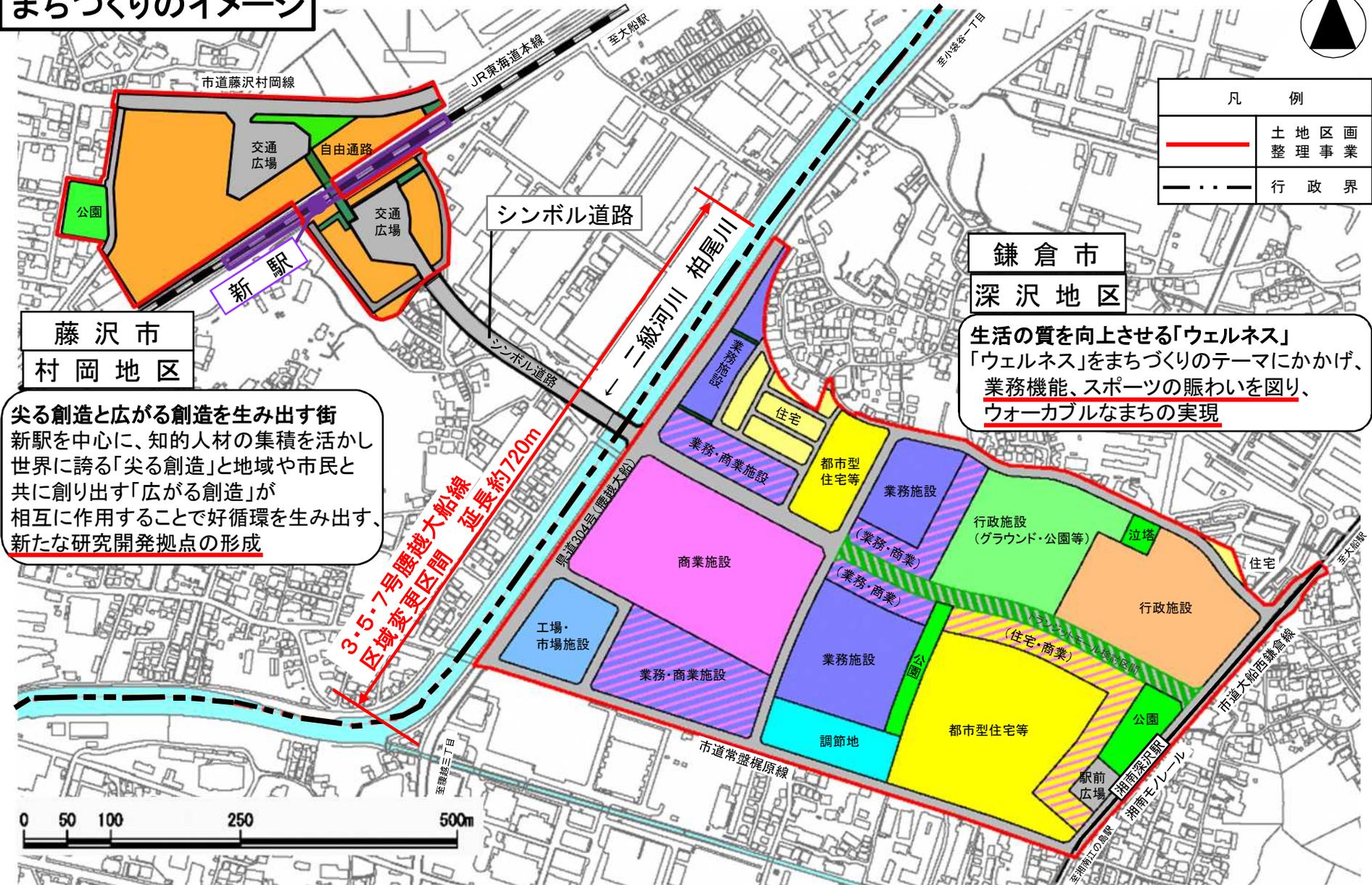
平成30年12月 神奈川県・藤沢市・鎌倉市で、村岡地区と深沢地区の土地区画整理事業を
一体施行で取組むこと及び村岡新駅(仮称)設置に関する合意

令和3年2月 村岡新駅(仮称)を設置すること、及び費用負担割合を定めた覚書を締結
(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本)

令和3年3月 まちづくりに関する役割分担等を定めた基本協定を締結
(神奈川県、藤沢市、鎌倉市、UR都市機構)

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要

まちづくりのイメージ



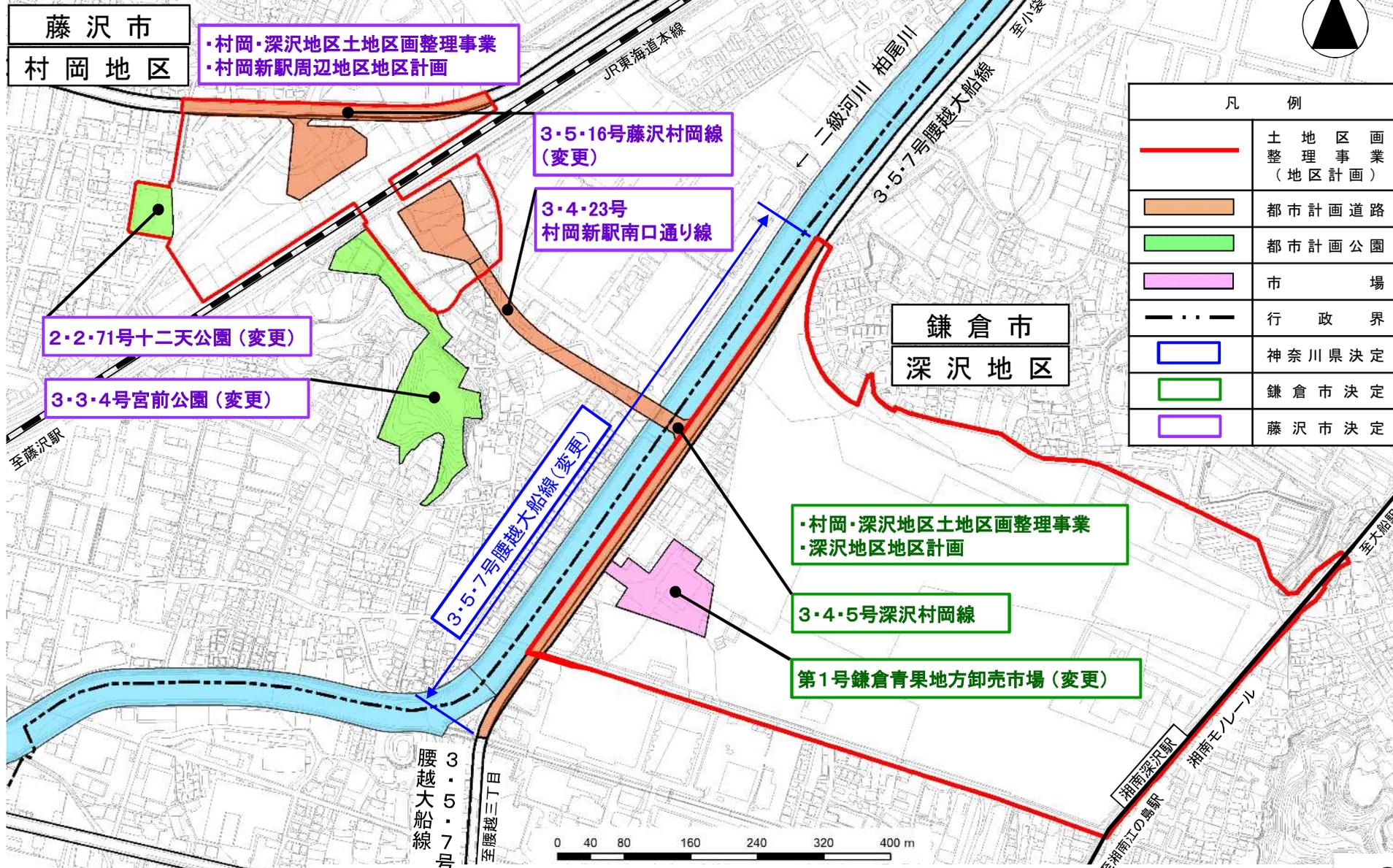
尖る創造と広がる創造を生み出す街
 新駅を中心に、知的人材の集積を活かし
 世界に誇る「尖る創造」と地域や市民と
 共に創り出す「広がる創造」が
 相互に作用することで好循環を生み出す、
新たな研究開発拠点の形成

鎌倉市
 深沢地区
 生活の質を向上させる「ウェルネス」
 「ウェルネス」をまちづくりのテーマにかかげ、
業務機能、スポーツの賑わいを図り、
ウォーカブルなまちの実現

※土地利用計画(案)、空間整備イメージは、今後変更する場合があります。

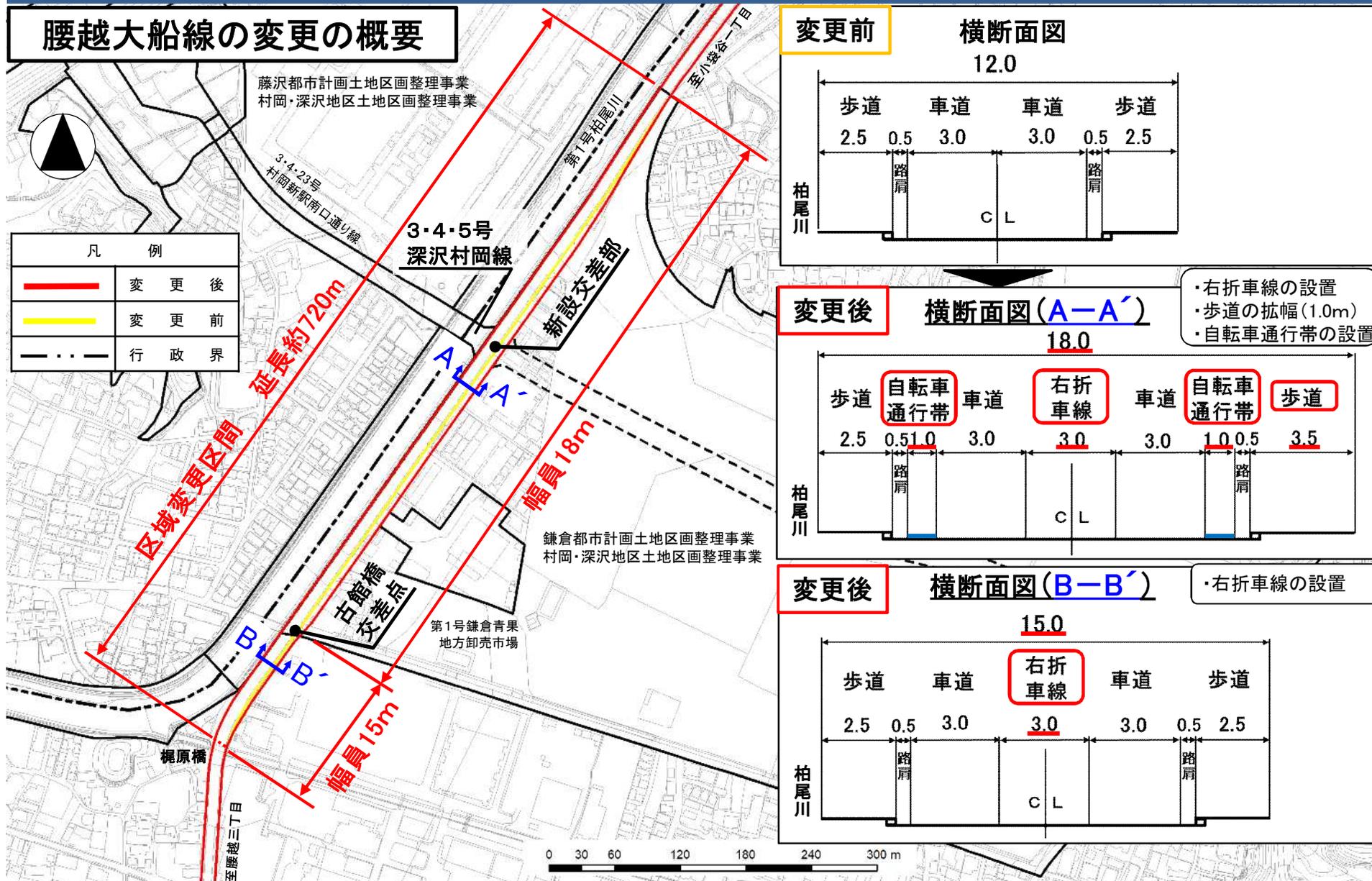
1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要

都市計画決定(変更)予定案件



・この地図・成果は、測量法の公共測量に関する規程に基づき、鎌倉市長(複製承認番号(鎌倉市指令都計第21号))及び藤沢市長の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して調製したものです。
 ・この図面は、鎌倉市及び藤沢市との協議を経て、同市作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要



・この地図・成果は、測量法の公共測量に関する規程に基づき、鎌倉市長(複製承認番号(鎌倉市指令第21号))及び藤沢市長の承認を得て、同市所管の測量成果を使用して調製したものです。
 ・この図面は、鎌倉市及び藤沢市との協議を経て、同市作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

報告事項

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要

2. 都市計画公聴会における
公述意見の要旨及び県の考え方

3. 今後の都市計画手続きについて

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

都市計画公聴会の結果

1 公述人 4人

2 公述申出書における意見区分

[賛成 1人] (B氏)

[反対 2人] (C氏、D氏)

[その他 1人] (A氏)

公述人	A氏	B氏	C氏	D氏
公述申出書における意見区分	その他	賛成	反対	反対
1 道路の排水・冠水対策について	○	○		
2 都市計画変更の必要性について			○	○

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【1 道路の排水・冠水対策について】（公述人A氏：その他）

公述意見の要旨

今回の計画は、道路の幅員を広げ、18mに拡幅するという案である。また、歩道についても、併せて拡幅するというので、素案では、柏尾川沿いで2.5mの歩道、区画整理事業用地側で3.5mの歩道ができるという計画になっている。道路を広げること自体、非常によろしいことであるが、現地は柏尾川に面している。

ご承知のとおり、柏尾川は、2020年4月に更新された鎌倉市の洪水ハザードマップで、0.5mから5m浸水するという想定になっている。温暖化の影響で、最近も大変な降雨災害が起き、土砂災害あるいは浸水等が起きており、この柏尾川も境川水系で、洪水浸水想定区域に指定されている。

それに面した道路であるため、これから工法を検討するということであるが、今非常に技術改良が進んでいる。

一つは透水性の舗装という技術が既に確立している。これは、雨水を舗装された中の隙間から地中に還元する機能を持った舗装であり、あふれた場合の雨水を非常に浸透させるという機能ができた舗装だと聞いている。

もう一つは、排水性の舗装ということで、ポーラスアスファルト混合物を表層あるいは基層に用いる舗装であり、これも高い排水機能を持ち、耐久性もいと聞いている。

ぜひ拡幅する際の工事に関しては、透水性舗装または排水性舗装を検討して欲しい。

それにより、柏尾川の浸水に対しても、道路で全てを防げることはできないが、かなりの雨量に対して対応できるのではないかと思う。

側溝の大きさについても、浸水を想定した上で、ぜひ検討して欲しい。

先ほどの透水性あるいは排水性の舗装に関して、車道は無理であっても、せめて歩道に関してできるのではないかと思う。既に行われているところが、あちこちあると聞いているので、ぜひ検討して欲しい。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【1 道路の排水・冠水対策について】（公述人A氏：その他）

県の考え方

3・5・7号腰越大船線の今回都市計画の変更を行う約720mの区間（以下、「今回変更区間」という。）は、県が管理する県道ですが、深沢地区の土地区画整理事業の中で工事を行う予定であり、詳細な道路計画については、鎌倉市が県道路部局等と調整しながら検討を行います。

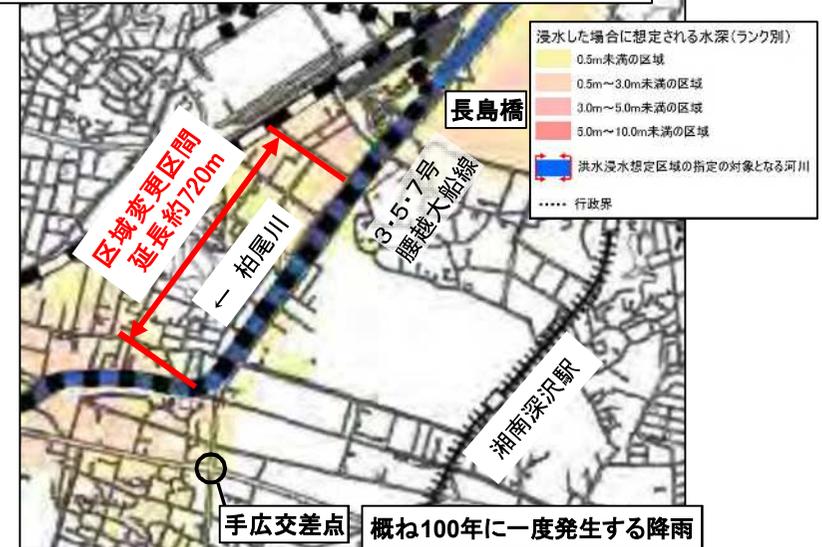
鎌倉市は、今回変更区間について、舗装や側溝の仕様については排水性や透水性舗装等も含めて検討していくこととしております。また、深沢地区の土地区画整理事業に隣接する区間については、概ね100年に一度発生する降雨を想定した洪水浸水想定区域図（河川整備の計画規模）における浸水深を見据え、道路の高さを検討するとしています。

なお、2020年4月に更新された「鎌倉市洪水ハザードマップ」には、「想定し得る最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域が示されており、これは、安全な場所へ避難するために示されているものと認識しています。

いただいたご意見については、鎌倉市及び県道路部局と共有いたします。

参考図

境川水系 洪水浸水想定区域図（計画規模）



鎌倉市洪水ハザードマップ



2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【1 道路の排水・冠水対策について】（公述人B氏：賛成）

公述意見の要旨

柏尾川に新橋が架橋され、交通量が増加されることが予想されることから、当然それにつながる県道も整備しなければならず、県道の拡幅は避けられない。720mにわたり幅員を12mから18mに広げることは適切かと思う。

一方、平成16年の台風22号のときに起こった道路冠水を教訓として、現在脆弱な内水氾濫や洪水への対応策も併せて行う必要がある。長島橋から手広交差点にかけて、橋と県道304号（腰越大船）との交差点付近の道路の高さと比較し、橋と橋の間の道路部分は低く、道路冠水の危険性が高くなっている。

したがって、この720mの拡幅区間のみならず、長島橋から手広交差点にかけての総合的な洪水対策を考慮した計画をお願いします。

その際、柏尾川の氾濫のみならず、むしろ内水氾濫を避ける工夫が求められる。

県の考え方

3・5・7号腰越大船線の今回都市計画の変更を行う約720mの区間（以下、「今回変更区間」という。）は、県が管理する県道ですが、深沢地区の土地区画整理事業の中で工事を行う予定であり、詳細な道路計画については、鎌倉市が県道路部局等と調整しながら検討を行います。

鎌倉市は、今回変更区間について、道路に水がたまりにくい排水性能の高い舗装等も含めて検討していくこととしております。また、深沢地区の土地区画整理事業に隣接する区間については、概ね100年に一度発生する降雨を想定した洪水浸水想定区域図（河川整備の計画規模）における浸水深を見据え、道路の高さを検討するとしています。

なお、鎌倉市が作成した「鎌倉市内水ハザードマップ」は、平成16年の台風22号と同規模の降雨における浸水想定が示されています。長島橋から手広交差点の区間については、浸水は想定されていませんが、市民からの意見による「道路冠水箇所」として示されています。こうしたことを踏まえ、この区間における道路の高さが低い箇所については、集水桝の整備がされるなど、県道路部局による冠水対策が行われています。

内水氾濫に関する取組としては、鎌倉市は、建物の建築時に宅内浸透桝の設置指導などを行っています。

柏尾川の河川整備の取組としては、県河川部局は現在、大雨で河川が増水した場合に一時的に水を貯める「柏尾川新規遊水地」の整備を進めています。

いただいたご意見については、鎌倉市、県道路部局及び県河川部局と共有いたします。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【2 都市計画変更の必要性について】（公述人C氏：反対）

公述意見の要旨

今日の都市計画原案(素案)について、基本的には計画に反対する立場で意見を述べたい。具体的には、3・4・5号深沢村岡線の決定と3・5・7号腰越大船線の変更については、基本的に反対である。土地区画整理事業に伴う関係については、開発そのものは認めるが、中身について見直しを求めたい。

この計画については、都市計画土地利用とか区画整理事業のみの今回の審議になっているが、計画の具体的な実施内容は提示をされていない。

これまでの経緯から、東海道線の大船駅と藤沢駅の間に新しい駅をつくる計画と、それから市庁舎移転を含めた深沢の跡地の再開発が密接に結びついていることを前提に意見を述べたいと思う。

1つは、新駅をつくることと、深沢地域の再開発は切離しをしたらどうかと思う。新駅建設が先にありきというふうにはか思えてならないからである。新駅については立地条件とか、人口減少がこれからは予測される。将来に向けて利用者が本当に伸びるのか、私はちょっと否定的である。さらに、両駅の間はわずかに4～5分である。その間に新たな駅をつくることは、結果的に乗車時間が長くなり、利便性が向上するとは思えない。駅の所在地は藤沢市であり、鎌倉市ではない新駅に市の財政から支出することは、市民感情として納得できない。

新駅と深沢再開発場所をつなぐシンボル橋(3・4・5号深沢村岡線)の建設とか道路(3・5・7号腰越大船線)の拡幅工事もあるとは思えない。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【2 都市計画変更の必要性について】（公述人C氏：反対）

県の考え方

県、藤沢市及び鎌倉市は、藤沢市村岡地区における国鉄湘南貨物駅の廃止（昭和60年）、鎌倉市深沢地区におけるJR東日本鎌倉総合車両センターの廃止（平成18年）を受け、これらの跡地を活用した両地区の一体的なまちづくりと、JR東海道本線への新駅設置の実現を目指して検討を進めてきました。

このような中、県は平成28年11月、都市の将来像やその実現に向けての大きな道筋等を示す「鎌倉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定め、深沢地区に関しては、隣接する藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら、都市基盤の整備を図ることとしています。

参考図

鎌倉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 （平成28年11月）

第2章 鎌倉都市計画区域の都市計画の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

(3)市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

ウ 深沢地域国鉄跡地周辺地区では、大規模工場跡地や旧国鉄清算事業団跡地等を中心に、面的に一体整備を行うとともに、隣接する藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら、都市基盤施設の整備を図る。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【2 都市計画変更の必要性について】（公述人C氏：反対）

県の考え方

また、鎌倉市は平成27年9月、都市計画に関する基本的な方針である「鎌倉市都市マスタープラン」を定め、深沢地区に関しては、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入することとしています。

今回、新駅設置と連携した新たな都市拠点の形成に向け、鎌倉市深沢地区と藤沢市村岡地区の両地区において、新たに土地区画整理事業等が都市計画に定められることにあわせ、3・5・7号腰越大船線についても、交通の円滑な処理を図るとともに、歩行者や自転車の安全快適な通行を確保するため、区域の一部を拡幅するものです。

参考図

■ 鎌倉市都市マスタープラン（平成27年9月）

Ⅲ 部門別方針

1 土地利用の方針

3-4. その他の主要な土地利用の方針

1) 類型別土地利用の方針

(1) 新都市機能導入地-新たな都市機能の導入

② 将来土地利用イメージ

深沢地域国鉄跡地周辺については、都市拠点という位置付けを踏まえ、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入します。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【2 都市計画変更の必要性について】（公述人D氏：反対）

公述意見の要旨

現在、腰越から大船までの約6000mについて、12mの幅員で都市計画決定がなされ、これは事業実施計画では継続という取扱いになっており、今回、深沢地区の土地区画整理事業に合わせて一部12mから18mに変更する計画である。これは何なのかなど、県の文書を見ましたが、理由書にこのような内容が書いてある。

今回は新駅設置と連携した新たな都市拠点の形成に向けて、鎌倉市深沢地区と藤沢市村岡地区の両地区において新たに土地区画整理事業等で都市計画を変更すると、こういう話である。

そもそもこの3・5・7号腰越大船線は、腰越で国道134号にぶつかる。江の島、小動や、あるいはそれぞれの海岸等々、観光地として中心になっているところ目がけ、週末には県内外から皆さんが来られる。これはなかなか解決しろといっても難しいと思っている。ただ、深沢住民や、あるいは深沢地区の住民や鎌倉に住まわれている方たちにとっては、土日じゃない平日の朝夕の混雑が決定的である。この混雑を解消するには、3つあると思う。

1つは、そんなにどんとした道路をつくる必要はなく、現道の中に交差点の部分改良をやって、必ず右折線を設置する。あと、信号処理をする。あわせて、決定的なのはバスベイだと思う。腰越大船線の中心はバス運行であるから、ここのためにバスベイを一定設ける。

片側は川であるから、護岸工事などもきちっとやって、人だけが川のほうに通れる改良を加えれば、あそこの部分だけ18mにする必要はないと思う。

これは一体事業で駅をつくる、村岡の区画整理と深沢の区画整理を結びつけるシンボル道路や橋をつくるといった計画があるから、腰越大船線を広げるといったものである。果たして本当に深沢の住民たちが、新しい駅を望んでいるのか。これは大変疑問だと思う。軽々にこのことを判断してこの事業を進めるといふことについては、全面的に反対したいと思う。

2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

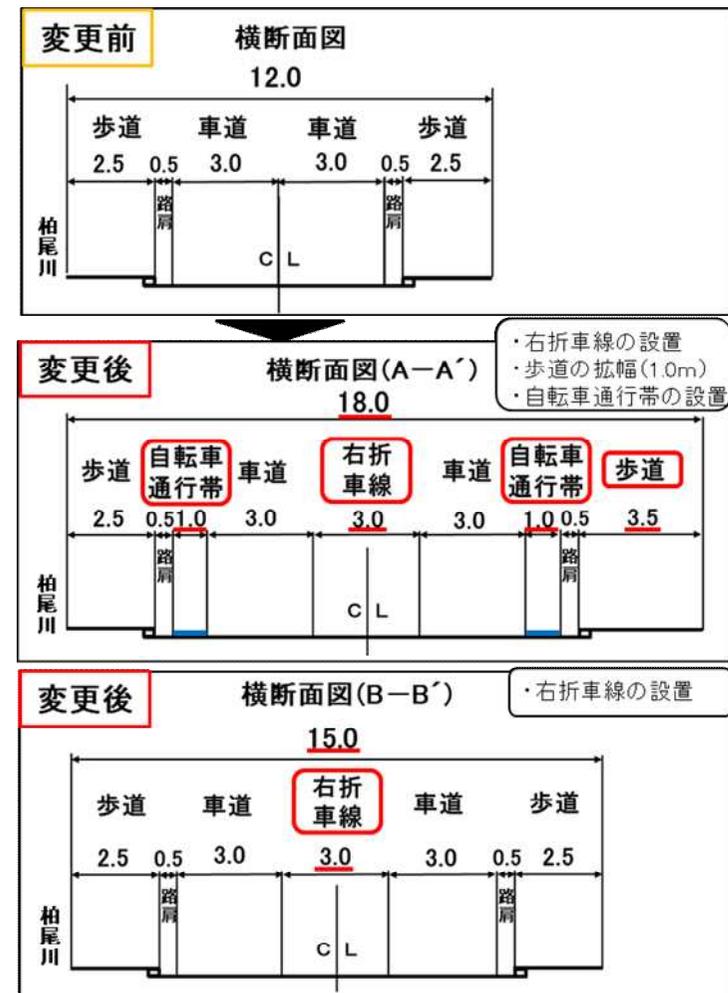
【2 都市計画変更の必要性について】（公述人D氏：反対）

県の考え方

今回、新駅設置と連携した新たな都市拠点の形成に向け、鎌倉市深沢地区と藤沢市村岡地区の両地区において、新たに土地区画整理事業等が都市計画に定められることにあわせ、3・5・7号腰越大船線についても区域の一部を拡幅することで、交通の円滑な処理を図るとともに、歩行者や自転車の安全快適な通行を確保しようとするものです。

具体的には、今回都市計画の変更を行う3・5・7号腰越大船線の約720mの区間（以下、「今回変更区間」という。）については、古館橋から北側の区間では、現在の幅員12mに6mを加え、18mに拡幅するものです。拡幅分6mの内訳は、交差点部に右折車線を設置するものとして3m、土地区画整理事業側で歩行者の増加を見込んで歩道を拡幅するものとして1m、自転車通行帯（片側1m）を両側に設置するものとして2mです。古館橋から南側の区間では、現在の幅員12mに交差点部に右折車線を設置するものとして3mを加え15mに拡幅する

参考図



2. 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

【2 都市計画変更の必要性について】（公述人D氏：反対）

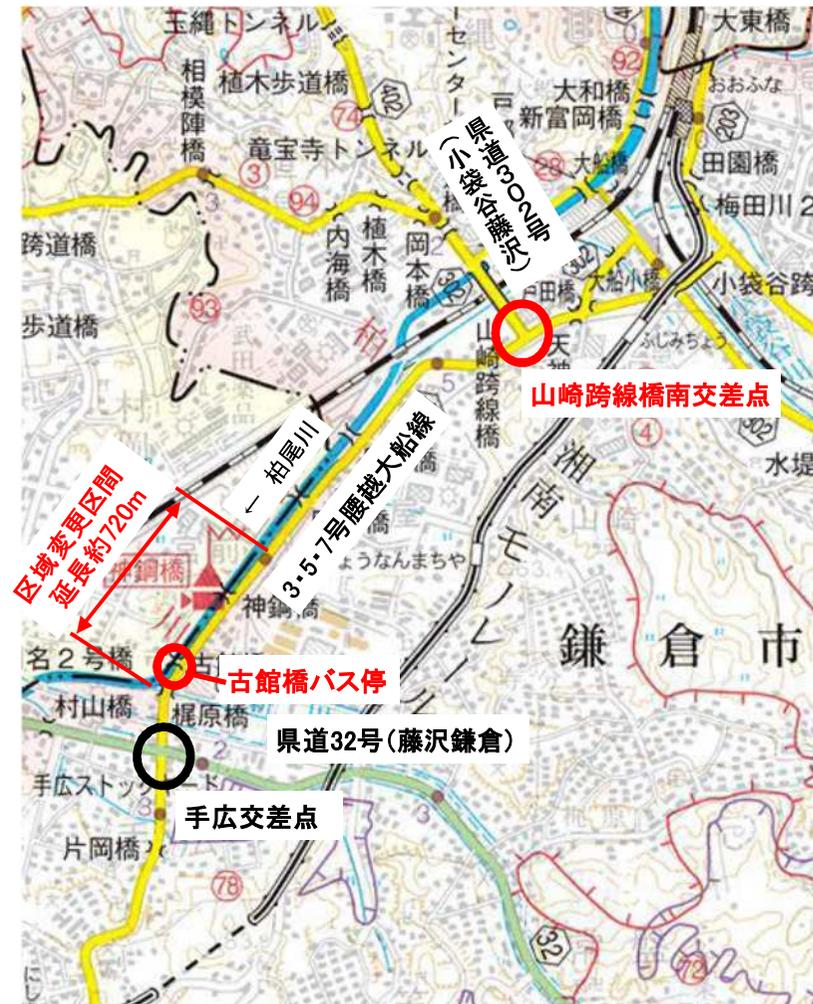
県の考え方

とともに、「古館橋バス停」のバスベイについては、事業の計画検討を行う鎌倉市が事業後も存置する方向で、県道路部局と協議を進めています。

なお、今回変更区間以外については、県道路部局は、県道302号（小袋谷藤沢）と交差する「山崎跨線橋南交差点」については今年度、右折車線の延長やバスベイの設置などに係る詳細設計を実施しており、県道32号（藤沢鎌倉）と交差する「手広交差点」については、新たな右折車線の早期設置は困難であるものの、土地利用状況の変化等の機会を捉え、関係地権者からのご協力が得られれば、右折車線設置の具体化を検討していくとしています。

いただいたご意見については、鎌倉市及び県道路部局と共有いたします。

参考図



報告事項

1. 3・5・7号腰越大船線の変更の概要
2. 都市計画公聴会における
公述意見の要旨及び県の考え方
3. 今後の都市計画手続きについて

3. 今後の都市計画手続きについて

都市計画素案の閲覧・公述の受付



令和3年7月12日
～8月2日



都市計画公聴会の開催



令和3年8月24日



公聴会の公述意見の要旨及び県の考え方



第238回（今回）
都市計画審議会に報告



都市計画の案の作成



都市計画の案の縦覧・意見書の受付



都市計画審議会



次回都市計画審議会
に付議する予定